

平成30年度第1回仙台市外郭団体経営検討委員会

(平成30年8月3日開催)

議事概要

1	日 時	平成30年8月3日(金) 17:00～
2	場 所	仙台市役所本庁舎6階第2会議室
3	出席委員	成田由加里委員、橋本潤子委員、大泉裕一委員〔計3名〕
4	欠席委員	なし
5	事務局	総務局総務部長、総務局総務部行財政改革課長、総務局総務部行財政改革課行財政改革担当係長、総務局総務部行財政改革課主任〔計4名〕
6	所管課	健康福祉局保健衛生部健康政策課医療政策担当課長、健康福祉局保健衛生部健康政策課医療政策係長、健康福祉局保健衛生部健康政策課医療政策係〔計3名〕
7	該当団体	公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長、公益財団法人仙台市救急医療事業団事務局次長兼総務課長、公益財団法人仙台市救急医療事業団総務課主任、公益財団法人仙台市救急医療事業団総務課主任〔計4名〕
8	次 第	
	1 議 題	外郭団体の経営状況について
	2 その他	
8	会議資料	
	次第	
		外郭団体経営検討委員会付議要件該当状況(平成29年度決算)
		仙台市外郭団体経営検討委員会付議要件
		仙台市外郭団体経営検討委員会設置要綱
		平成30年度仙台市外郭団体経営検討委員会付議団体決算資料(救急医療事業団)
		仙台市外郭団体の経営状況の評価結果(平成27年度決算)
		仙台市外郭団体の経営状況の評価結果(平成28年度決算)

事務局(司会)

それでは、平成30年度第1回の仙台市外郭団体経営検討委員会の開催に当たりまして、仙台市総務局総務部長より一言ご挨拶申し上げます。

事務局(総務局総務部長)

本日はどうもお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日付議対象となっている団体、1団体でございます。先生方のご意見もいただきながら、外郭団体の経営評価を行っていきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

1 議題 外郭団体の経営状況について

成田委員長

では、ただいまから本年度の外郭団体経営検討委員会第1回を開催いたします。

<事務局、所管課、該当団体の紹介>

事務局（司会）

職員の紹介につきましては、以上でございます。

当委員会は付議要件に該当した外郭団体の経営状況をつまびらかにいたしまして、この場で委員の皆様にご意見を聞き入れながら、経営の健全化に取り組むことを目的としたものでございます。活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

成田委員長

では、初めに傍聴されている方にお断りをさせていただきたいと存じます。

本日の審議の内容におきまして、法人の競争上の優位を害するおそれがあるなど現時点で公表することが妥当ではない内容を含むことが想定されます。この審議に入る際は、委員会自体を非公開といたします。その際には、傍聴されている方には、報道の方も含めまして、大変申しわけございませんが、ご退席をいただくこととなります。あらかじめご了解いただきご協力をお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

最初に、本日の議事録に署名をしていただく委員を指名したいと思います。出席された委員の五十音順ということで、今回は大泉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今回の団体の平成 29 年度決算について、本委員会で定めた付議要件に該当するか否かを事前に事務局で確認していただいた結果、1 団体が該当することになったということでございます。

では、事務局及び外郭団体から詳細についてご説明をお願いしたいと存じます。

事務局（行財政改革課長）

それでは、私のほうから、今回の付議要件に該当することにつきましてご説明させていただきます。

お配りしております資料の 2 枚目になりますが、外郭団体経営検討委員会付議要件該当状況と左肩に書いてある資料でございます。こちらにございまして、救急医療事業団のほうで、要件としましては 1 番と 3 番に該当するというところで、決算書から確認しましたところ、そういった状況になっているところでございます。

既にご存じのとおりかと思いますが、改めて要件 1 と 3 について説明させていただきますと、1 枚おめくりいただきまして 3 枚目になりますが、仙台市外郭団体経営検討委員会付議要件、こちらに 5 つの要件を定めておりまして、このうち 1 番と 3 番に該当しているということでございます。

読み上げますと、1 番につきましては、経常損益が赤字であり、当該赤字額が 10 年間続いたと仮定すると債務超過になること。

続きまして、もう一つの該当している 3 番ですけれども、事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの 5 倍の額の絶対値が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること。この 2 つに該当しているということでございます。

この部分に該当した経過及び理由につきましては、対象の救急医療事業団のほうからご説明申し上げます。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

どうぞよろしくお願いいたします。

では、本委員会の付議要件の該当事項についてご説明申し上げます。

まず、付議要件の 1、経常損益が赤字であり、当該赤字額が 10 年間続いたと仮定すると債務超過になることに該当したことについてでございます。

当法人におきましては、診療報酬収入と仙台市から受領する指定管理料を財源として、3 つの夜

間休日診療所を運営しておりますけれども、仙台市との協定に基づき、年度ごとに損益がゼロとなるように精算することといたしております。そのため、当期経常増減額は、棚卸資産の増減があった場合に生じることになります。そして、その棚卸資産でございますけれども、医薬材料費のみとなっております。

運営しているのは、今申し上げたように夜間休日診療所という特性がありますので、医薬品は院内処方としておりまして、そのため休日や夜間に医薬品が不足することのないよう在庫を確保する必要がございます。

前の年度である平成 28 年度におきましては、秋口から大流行した胃腸炎等に対応するために医薬品を調達いたしましたけれども、年末にその流行が収束したことや、例年年度末にかけてインフルエンザやA型の流行の後になって増加するインフルエンザB型患者が極めて少なかったことから、抗インフルエンザ薬を中心に 460 万円ほど棚卸資産が増加いたしました。

このことを踏まえまして、平成 29 年度におきましては、その在庫を優先的に使用し、医薬品の購入額を抑える一方、年末年始からは平成 28 年度を上回るペースで増加したインフルエンザ患者が年度末近くには急激に減少する傾向が見られたこともございましたので、その時点での医薬品の購入を抑制したところでございます。そういったところもございまして、期首と比較した医薬品の在庫が減少し、マイナス 439 万円の当期経常額増減額となったものでございます。

続きまして、付議要件の 3、事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスになり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの 5 倍の額の絶対値が、現金等の期末残高を超えていることに該当したことについてでございます。

この付議要件につきましては、これまでも 3 度の該当した年度がございまして、本委員会でのご審議の対象となっておりますけれども、今回もその際と全く同じ理由によって該当したものでございます。

私どもの事業活動によるキャッシュ・フローのマイナスでございますけれども、年間の患者数の減少と、それから先ほどもご説明いたしましたように、インフルエンザ患者の動向によって生じたものでございまして、项目的には未収金の増加と未払金の減少が挙げられます。

まず、未収金が増額となった理由でございますけれども、平成 29 年度においては今年に入ってインフルエンザ患者が増加し、その診療報酬が収益として計上されたものの、実際に保険者から入金されますのは、遅れて平成 30 年度になってからとなるために、前年比で 1,000 人近く増加した 2 月、3 月の患者の診療報酬分が未収金約 1,480 万円の増となったものでございます。

次に、未払金の減少についてでございますが、指定管理料の返納期が大きな要因となっております。平成 29 年度は前年度に比べ、患者数が約 3,500 人少なかったため、診療報酬収入も減少いたしました。先ほど申し上げましたように、当法人の運営は、診療報酬と指定管理料によっておりますので、診療報酬収入が減りますと、指定管理料の精算による仙台市への返納金も減少することとなります。このことから、返納金が大部分を占める未払金が 4,700 万円余減少したものでございます。

付議要件についてのご説明は以上でございます。

成田委員長

ありがとうございます。

ただいまご説明を頂戴したところでございますが、こちらの今のご説明に対しまして、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。

1 点確認だったのですけれども、薬品材料の在庫の関係と、それから仙台市からの指定管理料の関係、ちょっともう一度ご説明いただいてもよろしゅうございますか。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

平成 28 年度に患者の発生動向を予測して購入した医薬品が余ってしまって、平成 29 年度に繰り

越しと。そのために、我々としてその在庫を優先的に使用する一方、購入を抑えました。そういったことで、在庫が当初よりもかなり減って、その分が経常増減額上マイナスになったというところでございます。

それから、私ども診療報酬の収入と、仙台市の方から指定管理料をいただいて、それで事業運営しているわけですが、診療報酬の収入も計算に含め最後に精算をして、指定管理料のうち事前につかみでいただいている部分について、それを精算してお返しするという手続をすることになっています。

診療報酬の収入が大きければ、その返す分が大きくなって、例えば28年度では6,000万円ぐらいしか返したと思うのですが、それが平成29年度は全体的に患者が減ったものですから、その分診療報酬の収入が減ったもので、指定管理料の返還する金額が少なくなった。その関係で未払金として計上される返還金、返納金の額が減少したということでございます。

成田委員長

ありがとうございます。

そうしますと、薬品の前期と比較したときの増減と、指定管理料の算定の過程というところでは、夜間の診療所の運営事業収益に影響するので、その分指定管理料が変わってくるという認識でよろしいのですか。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

そうですね。我々の事業運営はどちらかというと、お医者さんを初め、そういったスタッフの人件費がかなりの部分、もう7割近く占めるといって、結構そういう意味では実は硬直的なところがありまして、その部分はまだ患者数が減っても、ふえても、減らせません。患者さんが減るとそれだけ診療報酬が減るので、その指定管理料を余計いただかないといけないということになりますので、事業運営上、どうしても相関関係が出てくるというところがあります。

医薬品については、患者数の増減を見て、購入を抑えるとか、ふやすとかという作業を常にやっております。その分で平成29年度はかなり医薬品の購入を抑えています。

成田委員長

医薬品の薬剤の使用量自体が、前年度と比較すると多かったという認識ですか。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

患者数が減ったので、全体的には減っています。ただ、28年度の繰り越しの在庫を優先的に使って、購入量を抑えたということです。なので、期末の在庫量が減ったので、見かけ上、期首と期末の差額の分が、その経常増減額のマイナスとして出てきたということです。

橋本委員

よろしいですか。確認ですが、例えば経常損失を出している損益ベースではなくして、指定管理料は収支ベースの金額で算出しているということと、精算も含めて。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

前の年の患者の発生の予測とか、状況に基づく患者さんの人数等を踏まえて、診療報酬がこのぐらい、それからそれに足りない部分を指定管理料だと予算化されるのですが、それを先ほど申し上げたように、最後に精算して縮めてみないとわからない部分がありますので、その時点での足らざる分だけを私のほうでいただいて、そして当初の予算で交付された指定管理料の余り分をお返しするという形になっています。

橋本委員

結局、具体的に見ますと、収支計算書の事業活動支出は、例えば医薬材料費支出が決算額で6,800万円出ていますけれども、これは実際にその年度に購入した分の金額ですよ。その分も含めた総額が指定管理料において足りない部分は補填されると。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

そうです。

橋本委員

一方、あとの貸借対照表と正味財産増減計算書のほうは、いわゆる損益ベースで計算していますから、棚卸在庫を期末に計算して、最終的にマイナスのような経常費用が出てしまったと、そういうことですね。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

はい。

橋本委員

ありがとうございます。

だから、指定管理料が損益ベースで補填されるのではなくて、収支ベースで補填されるので、在庫の差が常にプラスかマイナスかでここが出てくると。

成田委員長

そういう形になるわけですか。まあ、そういう意味では、医薬品を余計買ってしまって繰り越せば、これはプラスになってしまうということになる。

橋本委員

でも、長いスパンで見れば、全て補填されてプラス・マイナス・ゼロということによろしいわけですよ。

成田委員長

そうしますと、30ページを今拝見しているのですけれども、30ページの当期の増減額ではマイナス430万円なののですけれども、平成28年度はプラスで460万円になっているということは、…。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

ちょっと多目に買ったというか、想定どおりの患者数がいらっしやらなかったんで、その分で在庫が余ってしまったということです。

成田委員長

ということで、その分は仙台市の返納金の算定上組み込まれているということですか。1回指定管理の収益としては、前年度においては2億5,500万円を最初いただいて、その後返納金という形で6,200万円お返しするので、ネットした金額が実質の指定管理料になるということですか。

橋本委員

在庫には反映されない形の指定管理料の精算と。

成田委員長

という形になるわけですね。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

そうです。

橋本委員

以前は在庫上げていらっしやらなかったですね。数年前は。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

そうです。えっと、3年ほど前から。

橋本委員

上げてなければ、全部すっきりという大変ですけども、わかりやすい形になりますけれども、ここに上げることででこぼこが出てきたと。

大泉委員

一つ、30ページのIの一般正味財産増減の部の1の経常増減の部の(1)の経常収益の③の事業収益の診療所指定管理料という、当年度の1の部分ですけども、何か予算額がそのまま入っているみたいな感じなのですけれども、これはよろしいのでしょうか。27ページの予算額ですね。

健康政策課医療政策係長

予算額は総額が入っていて、下の費用に返納額ということで683万円というのが入っていて、その差額が実際の正味の指定管理料という表記をさせていただきます。

大泉委員

わかりました。

成田委員長

今お話しございましたのは、在庫の増減によって指定管理料に影響が出て、差額として計上されてしまうということですね……。

橋本委員

在庫は反映されない。

成田委員長

反映されないのです、PL上といいますか、正味財産増減計算書上ではマイナスに影響が出てくるということですね。ありがとうございます。

それからあと、要件3のほうのキャッシュ・フローについては、これは前回と同様の理由ということでした。こちらについてはご質問等はよろしゅうございますか。

一つ、未収金についても今現在であれば、もうこれ3月時点ですので、すっかりこの分については入金されていると考えてよろしいですか。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

はい、そうです。

成田委員長

そうしますと、収支ベースであれば、27 ページの一番最終行にあるとおりで、250 万円の収支差という形になるということですのでよろしいですね、活動収支というところで。投資と財務活動はちょっと別として、基本的に事業活動収支の部分かなと。基本的にあと固定資産で減価償却発生するようなものもないのですよね。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

ないです。

成田委員長

ですから、ほぼほぼキャッシュ的には250万円のキャッシュの増があったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

健康政策課医療政策係長

事業活動収支に関しては、そういう形にはなると思います。

橋本委員

一つ済みません、教えていただきたいのですが、この事業活動支出のところの退職給付費用は決算額はゼロになっているのですが、引当金は218万1,000円積み増しして、それは収支には出てこないということですけど。その分を特定資産として別途確保しているといいますか、積んでいて、そういうふうに見ればよろしいのでしょうか。賞与引当金もやっぱりこれ繰り入れ支出ゼロですけど、賞与については実質支払いがゼロだったと思ってよろしいのですか。引当金というのは…。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

一応引き当てというのは。

橋本委員

あっ、ありますね。では、ほぼ予算額で引き当てて、ただ収支計算書だからここには上がってこない、ということですのでよろしいわけですね。

成田委員長

よろしいですか。済みません、確認でございまして、何度も申しわけないのですが、収支計算書で決算額、今伺いますと、全部でも次期の当期収支差額36万円で、次期繰越収支差額560万円になるわけですがけれども、こちらの560万円と、キャッシュ・フロー計算書上の現金同等物の期末残高というのは、これは直にはつながらないものというふうに考えてよろしいのでしょうか。

健康政策課医療政策係長

次期繰越の565万円につきましては、貸借対照表上の賞与引当金の金額になりますので、直接的にはキャッシュ・フローの現金とこの時点で必ずしもつくものではないかなと。

橋本委員

プラス・マイナス・ゼロで賞与引当金については引き当てていますから、まだ現金がありますよと。それで、イコールだと、そういうことなのですかね。

成田委員長

済みません、そうしますと、ご説明何度も申しわけないと思うのですがけれども、今収支計算書のところについては賞与引当金だというのは承知しました。決算額のほうに、そうしますと事業活動

収支 255 万円というプラスの金額と、それからキャッシュ・フロー計算書上の事業活動によるキャッシュ・フロー5,600万円のマイナスという、この乖離については、どのように説明なさいますか。というのは、投資活動と財務活動は同じ数字が入って、75万円と142万8,000円、それぞれ収支計算書においても、キャッシュ・フロー計算書においても同じ数字が入っているのですけれども、これはどう見るものでしょうか。キャッシュとしては1,478万2,242円あるというところですよ。

健康政策課医療政策係長

キャッシュ・フローのマイナス5,600万円の一番大きな原因といたしましては、収支的には指定管理料でプラス・マイナス・ゼロということにはなるのですけれども、その未払い金の増減額が、4,700万円ほど。うち指定管理料について、昨年は6,000万円ほど返納しているところが、今年度は600万円しか返していないということがありますので、その増減が一応大きいと。

成田委員長

未払金4,700万円減っているのですよね。一応前年度1億7,900万円で、BS拝見すると今期は1億3,100万円。未払金は減るのでキャッシュはふえる…。

健康政策課医療政策係長

6,000万円本当は返さなきゃいけなかったものが、まだ返されない状態で平成29年3月31日時点にはあって、7,300万円ほどキャッシュがあると。今年度は600万円しか返さなきゃいけないお金がないので、その6,000万円と600万円の差の現金は、そもそも事業団のほうにはなかった。未払金というのは、仙台市に対する指定管理料の返納金でございますので、その現金が6,000万円と600万円、3月31日時点にあったかどうかというところが、非常に大きいところです。

成田委員長

委員の皆様、いかがですか。

大泉委員

成田先生がおっしゃっているのは、事業活動によるキャッシュ・フローと事業活動収支差額で同じになるのではないですかということですか。

成田委員長

まあ、そこが発端だったのですけれども、ただキャッシュ・フロー計算書を拝見している限りは、期首の現金残から5,900万円減っているわけですよ。そこはどのように考えるのかというのが一つと、もう一点はBSで、未払金が4,700万円と8万4,320円と、減っているということは、間接法の調整額としては、キャッシュ、プラスに働きますよねというところ。未収金がふえたので…。

大泉委員

未収金がふえると、キャッシュはマイナス。

成田委員長

キャッシュはマイナスですよ。未払金が減っているのです…。

大泉委員

未払金が減ると、キャッシュマイナスですよ。

成田委員長

そうですね。これ、どうつながってくるのでしょうか。収支計算書では事業活動で収支とんとんて来るのですけれども、キャッシュ・フローになってくると、事業活動で5,600万円お支払いというところ、どう考えたらよろしいのでしょうか。これはキャッシュの流れとして考えてよろしいわけですか。収支計算書の決算額というのは、それとも、あれでしょうか。資金の範囲が未収金、未払も入っている、流動資産等入っているような仕組みも、どこか書いてありましたか。

橋本委員

損益ベースから来たフローですよ。ここの貸借対照表とその裏の正味財産増減計算書とリンクしたのがキャッシュ・フロー計算書で、ちょっとこちらの27ページからの収支計算書とずれてくるのではないのでしょうか。

成田委員長

ずれてきたのでしょうか。

橋本委員

どこがずれるか、ちょっとよくわかりません……。把握できないのですけど。

成田委員長

資金の範囲がわからないと、わからないということになるのですかね。そこは、いずれにしても波ですよ。波といいますか、期間的なタイミングの問題ということになるわけですね。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

橋本委員

結局、その事業収益自体は増えても減っても、指定管理料で補填されるということで、それだけを考えれば、経営上の問題というのでしょうか。決算上は問題はないと。ただ、期ずれでこぼこが出るけれども、長い目で見れば、全部それはプラス・マイナス・ゼロになるということですよ。ただ、やっぱりその事業収入が減っていること自体がどうなのかとか、そういう話になると、また別の話になるかと思います。

成田委員長

ここは政策医療でございますので、というふうに考えてよろしいのですか。

大泉委員

結局患者さんが減ることが、必ずしも悪いことではないというところが難しいところですね。

成田委員長

ほかに、そうすると波なのですけれども、前回波の確認をさせていただいたのですけれども、じゃあさかのぼって3カ年見たときに、その波が平準化されているのかという議論があったのですが、そちらについては数字として確認することができますでしょうか。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

波というか、経験則上の話になるのですけれども、インフルエンザの流行というのが隔年で起きてくることがあって、その結果として未収金がかなりの額になったりするときがあって、ですから私もこの場で説明させていただきたいのは、1年おきになっていくということが、そういったところから来ているというものでございます。

成田委員長

そうすると、インフルエンザが…。

公益財団法人仙台市救急医療事業団常務理事兼事務局長

どうしても発生が期末に近く発生しますので、先ほど橋本委員がおっしゃったように期ずれのというのは、翌年度になってしまうので、収入がですね。

成田委員長

3カ年のデータとかは要らないですか。不要で、今の話でよろしいですか。

橋本委員

私は、はい。

成田委員長

はい、わかりました。

では、あとほかにご質問がないようでございますので、付議された団体の評価について議論したいと思います。ですので、ここで救急医療事業団の皆様と仙台市健康政策課の皆様にはご退席をいただきますと思います。お忙しい中、ご出席どうもありがとうございました。

それでは、配付資料中の27年度決算の報告書をご覧いただきたいと思います。最終的には、今年度も同様のものを取りまとめることとなります。

前回救急医療事業団が付議対象となった27年度決算については、著しく経営状況が悪化しているとは言えない団体として整理させていただきました。今のご説明ですと、タイミングの問題ですので、評価結果としては、4番の、悪化しているとは言えない団体であると評価できるかと思えますけれども、いかがでございますか。よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

では、そのようにさせていただきたいと思います。

それと、附帯的なご意見というところで、ございますでしょうか。

橋本委員

評価コメントという部分ですか。

成田委員長

はい。さようでございます。

橋本委員

前回のこの救急医療事業団のときに出した文言、少なくとも要件3については、ほぼそれを引き継いだ形でいいのかなと思います。

成田委員長

そうですね、はい。

橋本委員

要件1についても、その指定管理料の精算と損益計算がずれるというのでしょうか。何という表現をしていいかわからないのですが、ずれが生じるので起きたものであるけれども、長期的にはプラス・マイナス・ゼロになると。

成田委員長

設計上、プラス・マイナス・ゼロなんですよ。

橋本委員

そうですね。

成田委員長

設計上ゼロであって、たまたまといいますか、在庫の残高の増減で……。

大泉委員

指定管理料では必ずゼロになるので、在庫だけが、プラス・マイナスに影響すると。

成田委員長

ですから、基本的に期ずれを起こす立てつけになっているわけですよ。

橋本委員

そうですね、今のやり方ですと。

成田委員長

ええ。ですから、インフルエンザの流行によって、薬剤の在庫の保管状況によって変わるものであって、損益に直接影響を及ぼしているものではないと考えてよろしいですかね。

ほかにご意見、この際どうぞ。

大泉委員

要望なんですけれども、成田先生がおっしゃった、財務活動によるキャッシュ・フローと、事業活動の収支差をちょっとわかるようにしていただきたいなというのがございます。

成田委員長

それについていかがですか。

事務局（総務局総務部行財政改革課）

私どもも健康政策課等でないといけないところがありますので、資料をつくっていただいて、後日お送りして確認いただくこととなります。

事務局（総務局総務部長）

今大泉先生がおっしゃったのは、救急医療事業団に限らずという、今後こういう決算が出たときにはということと理解してよろしいでしょうか。

大泉委員

はい。我々の感覚だと一致するような…。前提条件を理解していないのかもしれないのですけれども。

事務局（総務局総務部長）

そこは改めて救急医療事業団にもあと確認させていただきまして、資料は準備させていただきたいと思います。

成田委員長

では、よろしくお願いいたします。

そうしますと、確認でございますが、今大泉委員から出た資料については、後日頂戴するということところが一つ。

それから、コメントの評価につきましては、平成27年度の評価のときにおいては、キャッシュ・フローの要件3のみが該当するということでしたので、まずその要件3のみのコメントにつきましては、平成27年度のもの概要というところを基本ベースにしたものでよろしいですか。

それから、要件1に該当する、今の構造上の問題と、期間的な期ずれに至っているところを説明いただいた上で、単年度であれば赤字なのですけれども、長期的に見て判断したときには、損益を生じているような状態ではないということを示唆いただきまして、結論としては4番の経営状態が悪化しているとは言えないものと判断するという結論を書かせていただいでよろしいでしょうか。

橋本委員

はい。

成田委員長

なお、在庫を計上していただけるようになったというのは、なお評価して良いことでしたので、先に申し上げるべきだったなど、今ちょっと後悔をしているところでしたので、その旨もぜひお伝えいただければというところでございます。

ほかに、ではこのコメントにつきましては、あと報告書をまとめていただいて、案につきましては、私と事務局で調整を行った上で、委員の皆様にも送付してご確認をいただくということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

2 その他

成田委員長

では、最後に事務局から連絡事項等ございますでしょうか。

事務局（総務局総務部行財政改革課行財政改革担当係長）

報告書の案につきまして、後日、今委員長からお話をいただきましたように、皆様にご送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

あと、昨年度付議案件となりました瑞鳳殿に関しまして、その後の報告ということをごさせていたいただきたいと思っております。

事務局（総務局総務部行財政改革課長）

昨年度の瑞鳳殿につきましては、今回の医療事業団と同じように、要件3、キャッシュ・フローの関係で該当というところがありました。昨年度ご説明の中では、大規模修繕を行ったためというところでご説明がございまして、今年度、29年度に関しましては、例年並みの修繕、小規模な修繕のみだったというところがありました。今回については、キャッシュ・フローにも問題は無いということで、付議案件にならなかったというところがございます。

昨年度報告の中でございました長期的な修繕計画をつくるべきではないかというようなご提案いただいたかと思いますが、その長期的な修繕計画を立てましたものでございます。

成田委員長

ありがとうございます。何かご質問ございますか。

ちょっと教えていただきたいのですが、24 ページに年次計画と想定費用の表がございますが、そちらの中で資産残高というのは、2018 年 3,500 万円の涅槃門の修繕を行った後に残っている金額という理解でよろしいでしょうか。

事務局（総務局総務部行財政改革課長）

補足事項、1 番目のポツのところに書いておりますが、29 年度末残高 1 億 9,300 万円を基礎としまして、そこから 3,500 万円を引いた額ということで、1 億 5,800 万円という記載になっているということでございます。

橋本委員

そうしますと、今の資産、これ資産って総資産という意味。今後どんどん修繕に使われて、2037 年にはもうマイナス資産になるというふうに……。

事務局（総務局総務部行財政改革課長）

これについては我々のほうも疑問がありまして、所管課にも確認させていただいたところだったんですけども、例えば実は 29 年度、単年度では 2,000 万円ほどの黒字なんですけれども、その部分も本来であれば、資産残高のほうに繰り入れていくという計算があるんです。そこはまだこれを策定した時点で認めていなかったというところもありまして、そういったものが加算される、あるいはマイナスの年があるかどうかわからないのですけれども、そういったところが出てくるというところで、そこをちょっと想定し切れていないというところがございます。

それから、これは補足のポツ 2 のところにあるんですけども、実施計画の 2 年前にもう 1 回現状調査を行って、必要に応じてまた計画を少しずつ見直していきますという、そういった部分も含めて見直しというようなことであると聞いておりましたので、一応傾向は立てたものの、実際にその大きなものがあると。あるいは、キャッシュ・フローの問題とかも交わすタイミングはあるんだと思いますけれども、そういったところを見ながら、大きなものに着手する前にもう一度見直して、この計画を更新していくというような前提であると伺っております。

橋本委員

毎年の損益予測をある程度入れていかないと、これを見ただけでは、むしろ金額は見ないで、この上のほうの修理が実際これだけ必要ですというのを見るだけでしたらいいんですけども、平均 2,000 万円ほどは利益が見込めるということであれば、一応 2,000 万円入れて計算してみるとか、もちろんシミュレーションはシミュレーションですので、ちょっとこの金額のところだけ見ると、大きなクエスチョン…。

事務局（総務局総務部行財政改革課）

足りるのかどうかということ…。

橋本委員

はい。

事務局（総務局総務部行財政改革課長）

確かにこれをいただいて、これももう既にでき合いのものということでもいただいているというところだったので、ちょっとその辺今後の進め方であるとか、管理する上では適切に回るかどうか、今橋本先生おっしゃったように、シミュレーション入れて見るのもいいんじゃないかとか、そういったこともちょっと所管団体、あるいは所管課の方に申し伝えたいと思います。

成田委員長

こちら、中期計画とか、中長期の全体の計画というのはお作りになっていらっしゃったんでしょうか。

事務局（総務局総務部行財政改革課）

今回理事会で出されたのは、これだけです。

成田委員長

ですから、この金額が具体の事業計画の中に入ってきて、橋本委員おっしゃったように、どれだけ稼がなきゃいけないのだといったようなところでのマネジメントに係る部分の大事なことかなと思うのでお聞きしたのですけれども、一応単年度の計画の中で、この修理の部分については、こういう計画があるということをおつくりになられたということですね。

31年度の瑞鳳殿は7,100万円ですから、大変ですよ。歴史的建造物ですから、相当お金がかかるのだとは思いますが。

橋本委員

この計画表は、最低限これだけというよりは、ランニングコストを全体ならして一番少なくするといいますか、そういった観点からつくられていると思ってよろしいのですか。

事務局（総務局総務部行財政改革課長）

そうですね。例えばなんですけれども、23ページのところで、一番上の表にしてあるところなのですが、二代、三代公の涅槃門が、※印の2というのがあるのですが、これまで黒漆塗でやってきたものをウレタン塗装に切り替えるだとか、建物の構造であるとか、その見え方とかあるので、全てをやるというわけにはいかなかったのだと思うのですが、まずこの部分については、ちょっとランクを下げようとか、そういった工夫をした上で、定期的な改修ができるようにというのを組んでみたというような形でございます。

成田委員長

あれですかね、長寿命化、ここに限らず全て、アセットマネジメントで長寿命化を図るところですので、丁寧な修正案をしつつ、大事に残していくということで計画立てられているという形でよろしいですかね。

事務局（総務局総務部行財政改革課長）

事務局からのその他の報告は以上でございます。

成田委員長

ありがとうございます。

では、全ての審議が終わりましたので、本日の委員会はこれで終了にしたいと思います。皆様、お忙しい中、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

平成 30 年度第 1 回 仙台市外郭団体経営検討委員会 議事概要

【署名】 委 員 長

成田由加里

議事概要署名委員

大泉裕一
